

SC2

あなたの年齢をお知らせください。

 歳

SC3

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。

 ▼

次へ

0 50 100(%)

SC3_2

あなたのお住まい(市町)をお知らせください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 ○ 津市 | 16 ○ 東員町 |
| 2 ○ 四日市市 | 17 ○ 菰野町 |
| 3 ○ 伊勢市 | 18 ○ 朝日町 |
| 4 ○ 松阪市 | 19 ○ 川越町 |
| 5 ○ 桑名市 | 20 ○ 多気町 |
| 6 ○ 鈴鹿市 | 21 ○ 明和町 |
| 7 ○ 名張市 | 22 ○ 大台町 |
| 8 ○ 尾鷲市 | 23 ○ 玉城町 |
| 9 ○ 亀山市 | 24 ○ 度会町 |
| 10 ○ 鳥羽市 | 25 ○ 大紀町 |
| 11 ○ 熊野市 | 26 ○ 南伊勢町 |
| 12 ○ いなべ市 | 27 ○ 紀北町 |
| 13 ○ 志摩市 | 28 ○ 御浜町 |
| 14 ○ 伊賀市 | 29 ○ 紀宝町 |
| 15 ○ 木曽岬町 | |

次へ

0

50

100(%)

「A ヤングケアラー支援に関するアンケート」について

A1

あなたの現在の職種等について教えてください。

- 1 ☐ 高校生
- 2 ☐ 学生(大学・短大・専門学校などを含む)
- 3 ☐ 正社員(常時雇用されている一般従業者)
- 4 ☐ 臨時雇用・パート・アルバイト
- 5 ☐ 派遣社員
- 6 ☐ 契約社員
- 7 ☐ 会社経営者・役員
- 8 ☐ 自営業者・自由業者(フリーランス)・家族従業者(農家や商店などで家業を手伝っている)
- 9 ☐ 無職
- 10 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

ヤングケアラーについて、下記の定義や状態像を踏まえて、設問にお答えください。
子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

例えば、イラストにあるような本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などの世話等を日常的に行っている子ども・若者のことをいいます。

支援の対象となる年齢は、30歳未満(状況によっては40歳未満)となり、子どもから大人へと移行する過程での、切れ目のない支援が求められています。

こども家庭HP(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)より引用

次へ

0 50 100(%)

A2

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。

- 1 ☐ 聞いたことがあります、内容も知っている
- 2 ☐ 聞いたことはあるが、よく知らない
- 3 ☐ 聞いたことはない

次へ

0

50

100(%)

A3

A2で「聞いたことがあります、内容も知っている」「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した方にお聞きします。

「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。(いくつでも)

- 1 ☐ テレビ、ラジオCM
- 2 ☐ 学校でのチラシ配付、ポスター掲示
- 3 ☐ SNSでの情報発信
- 4 ☐ インターネット広告
- 5 ☐ 県の広報誌やホームページへの掲載
- 6 ☐ 講演、研修会、イベント、オンラインウェビナーの開催
- 7 ☐ フリーペーパーへの掲載
- 8 ☐ 子どもが集まる場所でのチラシの配付、ポスター掲示
- 9 ☐ 新聞広告
- 10 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

A4

あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。

- 1 ☐ 現在あてはまる
- 2 ☐ 現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う
- 3 ☐ あてはまらない
- 4 ☐ わからない

次へ

0

50

100(%)

A5

家族や親族、友人・知人やその子ども、子どものクラスメイトなどに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者はいますか。

- 1 ☐ いる
- 2 ☐ いない
- 3 ☐ わからない

次へ

0

50

100(%)

A6

仮に身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいた場合、どのような機関に相談をしようと思いますか。(いくつでも)

- 1 ☐ 各市町のヤングケアラー相談窓口
- 2 ☐ 精神保健福祉担当部局(自立支援医療など)
- 3 ☐ 障がい福祉担当部局(障がい福祉サービスなど)
- 4 ☐ 高齢・介護保険担当部局(介護保険サービスなど)
- 5 ☐ 福祉事務所(生活保護など)
- 6 ☐ 母子父子福祉センター(ひとり親支援など)
- 7 ☐ 生活者相談支援センター(県社協)
- 8 ☐ その他の公的な相談機関(具体的に記入してください)
- 9 ☐ その他の民間の相談機関(具体的に記入してください)
- 10 ☐ どこにも相談しようと思わない

次へ

0

50

100(%)

A7

A6で「どこにも相談しようと思わない」と回答した方にお聞きします。
その理由としてもっともあてはまるものを教えてください。

- 1 ☐ どのように対応したらよいか分からないため
- 2 ☐ 家庭の問題に関わることに抵抗感があるため
- 3 ☐ 家族が家族の世話をすることは当たり前であるため
- 4 ☐ 相談する余裕がないため
- 5 ☐ その他（自由記載: ）

次へ

0

50

100(%)

A8

あなたが相談機関に相談しやすいと思う条件について教えてください。(いくつでも)

- 1 ☐ 24時間いつでも相談できること
- 2 ☐ 匿名で相談できること
- 3 ☐ メールやチャット、SNSで相談できること
- 4 ☐ 周知カードやパンフレットで相談窓口を案内される
- 5 ☐ 気持ちに寄り添ってくれること
- 6 ☐ 土日に相談できること
- 7 ☐ 同じ境遇の人と会ったり話したりできること
- 8 ☐ 学校での講座・講演で相談機関を紹介
- 9 ☐ ヤングケアラー専用の相談窓口があること
- 10 ☐ 学校に相談窓口があること
- 11 ☐ 自治体の役所等の行政機関に相談窓口があること
- 12 ☐ 対面での相談が可能であること
- 13 ☐ 電話での相談が可能であること
- 14 ☐ その他(自由記載:)

次へ

0

50

100(%)

A9

三重県では、ヤングケアラーへの理解を深めていただくため、様々な啓発活動を行っています。

啓発活動として効果があると思われる取り組みについて教えてください。(いくつでも)

- 1 ☐ テレビ、ラジオCM
- 2 ☐ 学校でのチラシ配付、ポスター掲示
- 3 ☐ SNSでの情報発信
- 4 ☐ インターネット広告
- 5 ☐ 県の広報誌やホームページへの掲載
- 6 ☐ 講演、研修会、イベント、オンラインセミナーの開催
- 7 ☐ フリーペーパーへの掲載
- 8 ☐ 子どもが集まる場所でのチラシの配付、ポスター掲示
- 9 ☐ 新聞広告
- 10 ☐ その他(自由記載:)

次へ

0

50

100(%)

A10

ヤングケアラーに必要なと思う支援やサポート、要望などがあれば教えてください。

次へ

050100(%)

続いて「B 食育・地産地消(みえの安心食材表示制度、三重ブランド、みえジビエ含む)に関するアンケート」について

三重県産食材の購入について

B1

あなたは、食品を購入する場合に、三重県産の食品を意識して購入していますか。
あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 意識している
- 2 ☐ どちらかといえば意識している
- 3 ☐ あまり意識していない
- 4 ☐ 全く意識していない

次へ

0

50

100(%)

三重県産食材の満足度について(生鮮物・加工品)

B2

あなたは、三重県産の生鮮物(青果物、魚介類、米、肉等)や加工品(三重県産の食材を利用した加工食品)に対してどのように感じていますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ 満足している
- 2 ☐ どちらかといえば満足している
- 3 ☐ どちらかといえば満足していない
- 4 ☐ 満足していない

次へ

0

50

100(%)

B2でそう感じた理由

B3

B2でそう感じた理由を3つまで選んでください。(3つまで)

- 1 ☐ 味、鮮度、栄養などの品質がよい
- 2 ☐ 量が世帯構成にあっている
- 3 ☐ パッケージデザインや商品の説明がわかりやすい
- 4 ☐ 地元のものへの安心感がある
- 5 ☐ 料理に使いやすい、食べやすい
- 6 ☐ 価格が適正、安い
- 7 ☐ 品揃えが多く、入手しやすい
- 8 ☐ 環境への配慮ができる
- 9 ☐ その他(自由記載:)

次へ

0

50

100(%)

B2でそう感じた理由

B4

B2でそう感じた理由を3つまで選んでください。(3つまで)

- 1 ☐ 味、鮮度、栄養などの品質がよくない
- 2 ☐ 量が世帯構成にあっていない
- 3 ☐ パッケージデザインや商品の説明がわかりにくい
- 4 ☐ 地元のものへの安心感がない
- 5 ☐ 料理に使いにくい、食べにくい
- 6 ☐ 価格が適正でない、高い
- 7 ☐ 品揃えが少なく、入手しにくい
- 8 ☐ 環境への配慮ができない
- 9 ☐ その他(自由記載:)

次へ

0

50

100(%)

「みえの安心食材」について

B5

県では、県民の皆さんが安心して県産食材を購入できるよう、化学肥料や農薬の使用量を基準値よりも減らすなど、人と環境に配慮した方法で生産された野菜や果物、きのこ、卵などに「みえの安心食材」マークを表示する「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度(略称:みえの安心食材)」を実施しています。

あなたは、この「みえの安心食材」をご存知でしたか。

あてはまるものを一つ選んでください。

参考:みえの安心食材チラシ

- 1 ☐ 知っている
- 2 ☐ マークを見たことや、制度の名称を耳にしたことはある
- 3 ☐ 知らなかった

次へ

0

50

100(%)

「地物一番」について

B6

県では、地域で生産された農林水産物を地域で消費する、地産地消運動を推進しています。

三重県産の農林水産物やその加工品等が県民の皆さんに提供される機会を増やす取組として、「地物一番」シンボルマークを目印に、地域の事業者様の協力のもと、三重県産品の取り扱いをクローズアップする取り組みを展開しています。

あなたは、この「地物一番」の取組についてご存じでしたか？

あてはまるものを一つ選んでください。

参考:地物一番シンボルマーク

- 1 ☐ 知っている
- 2 ☐ マークを見たことや、制度の名称を耳にしたことはある
- 3 ☐ 知らなかった

次へ

0

50

100(%)

「三重ブランド認定制度」について

B7

県では、三重県の豊かな自然・伝統など、地域の特性を生かした生産物の中から、特に優れた産品と生産者を認定する「三重ブランド認定制度」を運営しています。

この制度は、認定事業者と一体となり情報発信を行い、三重県の知名度向上と、生産者の意欲を高め、地域経済を活性化することを目的とし、平成13年度に創設されました。

あなたは、この「三重ブランド認定制度」をご存知でしたか。

あてはまるものを一つ選んでください。

参考:三重ブランドリーフレット

- 1 ☐ 知っている
- 2 ☐ マークを見たことや、制度の名称を耳にしたことはある
- 3 ☐ 知らなかった

次へ

0

50

100(%)

ジビエに対するイメージについて

B8

あなたは、ジビエに対してどのように感じていますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1 ☐ 食べやすくおいしい
- 2 ☐ 鉄分やビタミンなど、栄養が豊富である
- 3 ☐ 高級な食材である
- 4 ☐ クセや臭みがあり美味しくない
- 5 ☐ 安全性に不安がある
- 6 ☐ 料理方法がわからない
- 7 ☐ どこで購入できるかわからない
- 8 ☐ 特にイメージすることはない
- 9 ☐ その他(自由記載:)

次へ

0

50

100(%)

「みえジビエ」について

B9

県では、捕獲した野生の鹿の肉の衛生や品質の管理を進めるなかで、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」で取扱方法を厳しく定めるとともに、「みえジビエフードシステム登録制度」の登録事業者が生産したもののみ、「みえジビエ」として流通・販売を進めています。

あなたは、この「みえジビエ」を食べたことがありますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

参考:みえジビエロゴマーク

- 1 ☐ 「みえジビエ」を飲食店で食べたことがある
- 2 ☐ 「みえジビエ」の加工品を購入して食べたことがある
- 3 ☐ 「みえジビエ」を購入し、自ら調理して食べたことがある
- 4 ☐ ジビエを食べたことはあるが、「みえジビエ」を食べたことはない
- 5 ☐ ジビエを食べたことはあるが、「みえジビエ」かどうか分からない
- 6 ☐ ジビエを食べたことがない

次へ

食の情報収集源について

B10

あなたが食(食材、それらを使った料理、取り扱う店舗など)に関する情報を入手するためにどのような手段を利用することが多いですか。

最もあてはまるものを1つ選んでください。

- 1 ☐ SNS
- 2 ☐ Webサイト
- 3 ☐ テレビ、ラジオ
- 4 ☐ 雑誌、新聞、書籍
- 5 ☐ パンフレット
- 6 ☐ その他(自由記載:)

送信

0 50 100(%)

[ホーム](#) > [政策](#) > ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラー支援の強化に係る法律が成立・施行されました。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

(1) 改正子ども・若者育成支援推進法の概要

- [ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について（法改正の経緯・概要/現状と課題/法改正に係る施行通知の概要）（PDF／1.3MB）](#)
- [改正法の概要、新旧対照表（抜粋）（PDF／893KB）](#)

(2) 関係通知

- [（施行通知）「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（PDF／890KB）](#)
- [（事務連絡）ヤングケアラーへの支援に活用可能な関係資料について（PDF／3.4MB）](#)
- [（事務連絡）ヤングケアラー支援に係る自治体関係部局等宛の事務連絡（PDF／5MB）](#)

(3) 参考

- [支援の必要性・緊急性の高い支援対象者等について（PDF／939KB）](#)
- [学校用ポスター「学校でヤングケアラーに気づくために」（可変版）（PPT／311KB）](#)
- [介護・障害・生活保護・医療等の関係機関用ポスター「ヤングケアラーに気づくために」（可変版）（PPT／311KB）](#)
- [令和6年度教育相談協議会資料（PDF／3.9MB）](#)

ヤングケアラー支援に関係する通知等

- [「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」の一部改正について（PDF／10MB）](#)

「ヤングケアラー 特設サイト」はこちら



<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer>

関連サービスの相談窓口

ヤングケアラーの相互ネットワークの形成

こども家庭庁では、ヤングケアラーの相互ネットワークを形成するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促す取り組みを支援しています。

- [ヤングケアラーに関わる人を繋ぐ「わづくり」と「Young carer portal（ヤングケアラーポータル）」（一般社団法人ヤングケアラー協会/令和4年度事業）（PDF／577KB）](#)



ヤングケアラーに関する調査研究

- [令和6年度 ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究（有限責任監査法人トーマツ）](#)
- [令和5年度 ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）](#)
- [令和4年度 ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）](#)
- [令和4年度 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）](#)
- [令和3年度 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）](#)
- [令和3年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（株式会社日本総合研究所）](#)
- [令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）](#)
- [令和元年度 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）](#)
- [平成30年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）](#)

ヤングケアラー関連予算

- [ヤングケアラー関連予算（令和5年度）（PDF／1.5MB）](#)

- ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱
 - [【通知文】「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」の一部改正について（PDF／95KB）](#) ※令和7年7月23日に掲載資料を更新
 - [【新旧対照表】ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱（PDF／331KB）](#) ※令和7年7月23日に掲載資料を更新
 - [【改正後全文】ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱（こ支虐第234号）（PDF／269KB）](#)
- [ヤングケアラー関連予算はこちらへ](#)

ヤングケアラー実態調査

- [令和5年度ヤングケアラーの実態調査の実施状況について（PDF／292KB）](#)

[ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム](#)

啓発ツール

ヤングケアラー認知度向上のための啓発ツールを公開しています。個人の方、企業の方、団体の方など、どなた様もご利用が可能です。利用される場合は、[コピーライトポリシー](#)をご確認ください。

イラスト

- [ヤングケアラーとは](#)

MOVIE

- [レコメン！シェアリング～学ぼうヤングケアラー～前編](#) 
- [レコメン！シェアリング～学ぼうヤングケアラー～後編](#) 
- [ヤングケアラー「オンライン交流イベント」仲間とわいわいおしゃべりしよう](#) 

[ポスター・リーフレットはこちらへ](#) 

関連リンク一覧

- [ヤングケアラーについて（文部科学省）](#) 
- [Young carer portal（一般社団法人ヤングケアラー協会）](#) 
- [未来をつくる こどもまんなかアワード表彰式（首相官邸）](#) 
- [「ヤングケアラー」を知っていますか？ヤングケアラーを支える取組と私たちができること（政府広報オンライン）](#) 
- [ヤングケアラーを一人にしない（政府広報オンライン）](#) 

こども家庭庁設立以前（令和5年3月31日）までの情報は[厚生労働省のウェブサイト](#)に  掲載しています

お問合せ先

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

代表.03-6771-8030

こどもまんなか こども家庭庁

〒100-6090

東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階

電話番号：03-6771-8030（代表）

法人番号：7000012010039

[サイトポリシー](#)

[プライバシーポリシー](#)

[SNSポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[ご意見・ご要望](#)

[サイトマップ](#)



© Children and Families Agency, Government of Japan





安心を食卓に。

「人と自然にやさしい方法」で作られた農産物を認定しています

みえの安心食材 3つのポイント

1 人と自然にやさしい

化学農薬の節減やたい肥の循環活用などにより、環境にやさしい生産を行っています。

2 生産者の顔が見える

ホームページから、認定マークの登録番号を使って、作った人や作り方を知ることができます。

3 きちんとチェック

第3者機関の(財)三重県農林水産支援センターが現地調査を行うなど、厳しくチェックしています。

人と自然にやさしい みえの安心食材

制度の制定：三重県

認定・運営：(財)三重県農林水産支援センター

生産者についての詳細は

<http://www.mie-ansinsyokuzai.org>





三重ブランドとは

三重県の
自然を生かした
技があります。

事業者ごとに
ブランド認定
しています。

地域ブランドの
モデルとして
発信します。

認定制度の目的

三重県の豊かな自然・伝統など、地域の特性を生かした生産物のなかから特に優れた産品と生産者を三重ブランドとして認定し、情報発信することで、三重県の知名度を向上させるだけでなく、農林水産業等の生産者の意欲を高め、地域経済を活性化することを目的としています。

5つの認定基準



人と自然の力。
三
重
ブ
ラ
ン
ド

三
重
県
農
林
水
産
部
食
料
安
全
課

三
重
県
農
林
水
産
部
食
料
安
全
課

1 コンセプト

1. 三重ブランドのコンセプト「自然を生かす技術」と整合している。
2. 三重県を連想させる取組や物語がある。

2 独自性・主体性

1. ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて優位性、独自性がある。
2. 消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。

3 信頼性

1. 生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。
2. 法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組がある。

4 市場性

1. 商品の売り上げ実績がある。
2. 販売体制が整っている。

5 将来性

1. ブランド化に対する継続した意志があり、取組や計画がある。

認定のプロセス

事業者からの申請を受けて、外部有識者からなる「三重ブランド認定委員会」による審査（書類審査・現地調査・プレゼンテーション審査）を経て、知事が認定します。

申請から認定までの流れ



事業者認定による高い信頼性の確保

三重ブランドは、県産品とそれを生産する事業者をセットで認定することにより、責任の所在をはっきりさせ、信頼性を確保しています。



三重県 農林水産部
フードイノベーション課

〒514-8570 三重県津市広町13
TEL.059-224-2395 FAX.059-224-2521
E-mail: foods@pref.mie.lg.jp

「三重ブランド」公式ホームページ
<https://www.miebrand.jp/>

QR Translator

本QRコードの内容も、多言語(英語、中国語等)で閲覧いただくことができます。



人と自然の力。 三 重 ブ ラ ン ド

Mie-Brand



三 重 ブ ラ ン ド 認 定 品 一 覧

飽 く な き 挑 戦

三
重
県

